

松江市指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、松江市長が実施する「指導」及び「監査」（以下「指導等」という。）について、松江市指定障害児通所支援事業者等指導・監査実施要綱（以下「要綱」という。）第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(指導等の基本的考え方)

第2条 指導等の目的である「障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の質の確保と向上及び障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費（以下「障害児支援給付等」という。）の適正化を図ること」を認識し、「指導」においては、要綱第3条に規定する指導方針に基づき、集団指導で障害児支援給付費等に関する情報提供等を行い、運営指導では運営指導及び障害児支援給付等に係る費用の請求に関する指導を行う。

「監査」においては、要綱第12条に規定する監査方針に基づき、利用者等からの各種情報により指定基準違反や障害児支援給付等に係る費用請求の不正等が疑われる場合等に、法における権限行使を適切に行うため、機動的な実施に留意する。

(指導の実施)

第3条 要綱第6条に規定する指導の選定基準に基づき、次のとおり実施する。

(1) 集団指導

指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）を対象として実施する。

(2) 運営指導

ア 指定障害児通所支援事業者等が運営する事業所のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。

イ 指定後間もない指定障害児通所支援事業者等については、指定後3年以内に実施する。

ウ 過去の指導内容、通報等により不適切な運営や報酬請求が疑われる場合など、指定障害児通所支援事業者等の運営に重大な問題があると認められる場合は、優先的に実施する。

エ その他特に一般指導が必要と認められる場合実施する。

2 前項の規定に関わらず、円滑かつ効率的な指導を実施するため、同一法人が実施する複数の事業所等について包括的に運営指導を行うことがある。

(指導実施方法)

第4条 指導の実施方法については、次のとおりとする。

(1) 集団指導は、指定障害児通所支援事業者等を一定の場所に集め指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付等に係る費用の請求内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等）

以下同じ。)の方式により概ね年1回以上実施する。

(2) 運営指導は、指定障害児通所支援事業者等から、事前に提出を求める書類及び関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で「運営に関する指導」及び「障害児支援給付費等請求指導」を行う。また、要綱第9条第2項の規定に基づき、オンライン等を活用して行うことができる。

ア 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児支援施設設置者に対しては、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立った障害児通所支援等の提供に努めているか、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な援助を適切かつ効果的に行っているかについてヒアリングを行い、障害児通所支援等の質の確保と向上が図られるよう運営上の指導を行う。

イ 障害児支援給付費等の算定及び取扱いについては、これらに係る費用の算定基準に基づき適正な請求がなされているか、各種加算等について届け出た加算等に基づいた運営が適切になされているかについてヒアリングを行い、請求の不適正な取扱いについては是正指導を行う。

ウ 指定障害児相談事業者に対しては、利用者がその能力及び適正に応じ自立した生活を営むことやその状況等に応じて適切な障害児通所支援等が総合的かつ効率的に提供されることに配慮しているか、利用者の意思及び人格を尊重して常に利用者の立場に立って公正中立に行っているか、関係者等との連携により必要な社会資源の改善及び開発に努めているか、相談支援の自主評価により常に改善を図っているかについてヒアリングを行い、相談支援の質の確保と向上が図られるよう運営上の指導を行う。

また、サービス利用計画作成費の算定及び取扱いについては、障害児支援給付費等に係る費用の算定基準に基づき適正な請求がなされているかについてヒアリングを行い、請求の不適正な取扱いについては是正指導を行う。

(3) 前号の事前に提出を求める書類は、事業種別毎に定める指導監査調書及び調書中添付すべきものとされた書類とし、その提出期限は指導実施日の2週間前とする。

2 指導を実施するに当たり、市と島根県等は互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な指導の実施に努めるものとする。

(運営指導後の過誤調整の処理)

第5条 要綱第11条第3項に規定する改善状況等の報告を受けるもののうち、過誤調整を要すると認められた事項について、自主的に点検させるとともに、点検の結果、過誤が確認されたときは、障害児支援給付費等の調整を行うよう指導するものとし、報告を受けた場合、その内容について当該保険者に通知するものとする。

(監査後の処理)

第6条 監査の結果、行政上の措置を講ずるものとなった案件については、「障害福祉サービス事業者等監査管理台帳」(以下「監査管理台帳」という。)に取りまとめるものとする。

2 要綱第18条第4項第3号における指定の取消等を行ったときは、その指定障害児通所支援事業者等の事業活動区域に存在する都道府県及び市町村に対して、この旨を通知する。

(様式)

- 第7条 要綱第11条第3項及び第4項に規定する改善状況等の報告及び「障害福祉サービス事業者等指導・監査改善状況管理台帳」の様式は、それぞれ別紙様式1及び2のとおりとする。
- 2 要綱第18条第4項各号に規定する行政上の措置に係る様式は、それぞれ別紙様式3、4及び5のとおりとする。
- 3 前条第1項に規定する監査管理台帳の様式は、別紙様式6のとおりとする。

(地域生活支援事業)

第8条 この要領に規定する指導等は、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業を行う者について準用する。

(その他)

- 第9条 指導を実施した場合はその指定障害児通所支援事業者等の事業活動区域に所在する市町村及び都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行う。
- 2 取消処分等の内容について、当該内容を決定する前に、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に情報提供を行う。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。